

山口県土木工事共通仕様書（令和8年10月改定）新旧対照表

現行（令和7年10月）							新（令和8年10月）						
編	章	節	条	項	編章節条項	現行条文	編	章	節	条	項	編章節条項	新条文
1	0	0	0	0	第1編	共通編	1	0	0	0	0	第1編	共通編
1	1	0	0	0	第1章	総則	1	1	0	0	0	第1章	総則
1	1	1	0	0	第1節	総則	1	1	1	0	0	第1節	総則
1	1	1	2	0	1-1-2	用語の定義	1	1	1	2	0	1-1-2	用語の定義
1	1	1	2	26	26. 書面	書面とは、工事打合せ簿等の工事帳票をいい、情報共有システムを用いて作成され、指示、承諾、協議、提出、報告、通知が行われたものを有効とする。ただし、情報共有システムを用いない場合は、発行年月日を記載し、文書の真正性が確認されたものも有効とする。	1	1	1	2	26	26. 書面	書面とは、工事打合せ簿等の工事帳票をいい、情報共有システムを用いて作成され、指示、承諾、協議、提出、報告、通知が行われたもの または工事帳票と同等の内容を備えたデータ を有効とする。ただし、情報共有システムを用いない場合は、発行年月日を記載し、文書の真正性が確認されたものも有効とする。
1	1	1	2	28	28. 工事帳票	工事帳票とは、施工計画書、工事打合せ簿、品質管理資料、出来形管理資料等の定型様式の資料、及び工事打合せ簿等に添付して提出される非定型の資料をいう。	1	1	1	2	28	28. 工事帳票	工事帳票とは、施工計画書、工事打合せ簿、品質管理資料、出来形管理資料等の定型様式の資料、 データ 、及び工事打合せ簿等に添付して提出される非定型の資料をいう。
							1	1	1	7	0	1-1-7	主任技術者及び監理技術者
							1	1	1	7	1	1. 主任技術者及び監理技術者の設置	当該工事における主任技術者及び監理技術者の設置は、建設業法第26条に規定した事項である。
							1	1	1	7	1	2. 主任技術者及び監理技術者の設置の運用	受注者は、建設工事現場に置く技術者の適正な設置に係る最新の運用（「監理技術者制度運用マニュアルについて」（平成16年3月1日 国総建第316号））を参考に、監理技術者制度についての基本的考え方、運用等について熟知し、建設業法に基づき適正に業務を行う必要がある。
1	1	1	7	0	1-1-7	工事用地等の使用	1	1	1	8	0	1-1-8	工事用地等の使用
1	1	1	8	0	1-1-8	工事の着手	1	1	1	9	0	1-1-9	工事の着手
1	1	1	9	0	1-1-9	工事の下請負	1	1	1	10	0	1-1-10	工事の下請負
1	1	1	10	0	1-1-10	施工体制台帳	1	1	1	11	0	1-1-11	施工体制台帳
1	1	1	10	1	1. 一般事項	受注者は、工事を施工するために下請契約を締結した場合、国土交通省令及び施工体制台帳作成要領に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督職員に提出しなければならない。	1	1	1	11	1	1. 一般事項	受注者は、工事を施工するために下請契約を締結した場合、国土交通省令及び施工体制台帳作成要領に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、 発注者が情報通信技術を利用する方法により確認することができる措置として国土交通省令で定めるものを講じている場合を除き 、その写しを監督職員に提出しなければならない。
1	1	1	10	2	2. 施工体系図	第1項の受注者は、国土交通省令及び施工体系図の作成要領に従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともにその写しを監督職員に提出しなければならない。	1	1	1	11	1	2. 施工体系図	第1項の受注者は、国土交通省令及び施工体系図の作成要領に従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに、 発注者が情報通信技術を利用する方法により確認することができる措置として国土交通省令で定めるものを講じている場合を除き 、その写しを監督職員に提出しなければならない。
1	1	1	10	4	4. 施工体制台帳等変更時の処置	第1項の受注者は、施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、その都度速やかに監督職員に提出しなければならない。	1	1	1	11	4	4. 施工体制台帳等変更時の処置	第1項の受注者は、施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、 発注者が情報通信技術を利用する方法により確認することができる措置として国土交通省令で定めるものを講じている場合を除き 、その都度速やかに監督職員に提出しなければならない。
1	1	1	11	0	1-1-11	受発注者間の情報共有	1	1	1	12	0	1-1-12	受発注者間の情報共有
1	1	1	12	0	1-1-12	受注者相互の協力	1	1	1	13	0	1-1-13	受注者相互の協力
1	1	1	13	0	1-1-13	調査・試験に対する協力	1	1	1	14	0	1-1-14	調査・試験に対する協力

山口県土木工事共通仕様書（令和8年10月改定）新旧対照表

現行（令和7年10月）							新（令和8年10月）						
編	章	節	条	項	編章節条項	現行条文	編	章	節	条	項	編章節条項	新条文
1	1	1	14	0	1-1-14	工事の一時中止	1	1	1	15	0	1-1-15	工事の一時中止
1	1	1	14	1	1. 一般事項	なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的な事象による工事の中断については、第1編1-1-42臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。	1	1	1	15	1	1. 一般事項	なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的な事象による工事の中断については、第1編1-1-44臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。
1	1	1	15	0	1-1-15	設計図書の変更	1	1	1	16	0	1-1-16	設計図書の変更
1	1	1	16	0	1-1-16	工期変更	1	1	1	17	0	1-1-17	工期変更
1	1	1	17	0	1-1-17	支給材料及び貸与品	1	1	1	18	0	1-1-18	支給材料及び貸与品
1	1	1	18	0	1-1-18	工事現場発生品	1	1	1	19	0	1-1-19	工事現場発生品
1	1	1	19	0	1-1-19	建設副産物	1	1	1	20	0	1-1-20	建設副産物
1	1	1	19	3	3. 法令遵守	受注者は、建設副産物適正処理推進要綱（国土交通事務次官通達、平成14年5月30日）、再生資源の利用の促進について（建設大臣官房技術審議官通達、平成3年10月25日）、建設汚泥の再生利用に関するガイドライン（国土交通事務次官通達、平成18年6月12日）を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。	1	1	1	20	3	3. 法令遵守	受注者は、建設副産物適正処理推進要綱の改正について（国土交通事務次官通達、平成14年5月30日）、再生資源の利用の促進について（建設大臣官房技術審議官通達、平成3年10月25日）、建設汚泥の再生利用に関するガイドライン（国土交通事務次官通達、平成18年6月12日）を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。
1	1	1	19	11	11. 建設副産物情報交換システム	受注者は、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物、建設発生土を搬入、搬出する場合には、原則として施工計画作成時、工事完了時に必要な情報を建設副産物情報交換システムに入力するものとする。	1	1	1	20	11	11. コブリス・プラス（建設副産物情報交換システム）	受注者は、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物、建設発生土を搬入、搬出する場合には、原則として施工計画作成時、工事完了時に必要な情報をコブリス・プラスに入力するものとする。
1	1	1	19	12	12. 建設発生土	受注者は、建設発生土について、設計図書に基づき民間残土処理場へ搬出する場合は、「残土処理場に関する届」及び関係図面等を監督職員に提出し、監督職員の承諾を得なければならない。	1	1	1	20	12	12. 建設発生土	受注者は、建設発生土について、設計図書に基づき民間残土処理場へ搬出する場合は、「残土処理場に関する届」を監督職員に提出し、監督職員の承諾を得なければならない。
1	1	1	20	0	1-1-20	工事完成図	1	1	1	21	0	1-1-21	工事完成図
1	1	1	21	0	1-1-21	工事完成検査	1	1	1	22	0	1-1-22	工事完成検査
1	1	1	22	0	1-1-22	出来形検査等	1	1	1	23	0	1-1-23	出来形検査等
1	1	1	23	0	1-1-23	部分使用	1	1	1	24	0	1-1-24	部分使用
1	1	1	24	0	1-1-24	施工管理	1	1	1	25	0	1-1-25	施工管理
1	1	1	25	0	1-1-25	履行報告	1	1	1	26	0	1-1-26	履行報告
1	1	1	26	0	1-1-26	週休2日の対応	1	1	1	27	0	1-1-27	週休2日の対応
1	1	1	26	1		受注者は、週休2日に取り組み、その実施内容を監督職員に報告しなければならない。 なお、週休2日は、4週8休以上の現場閉所または、技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日を確保するものであり、その実施に努めなければならない。	1	1	1	27	1		受注者は、週休2日に取り組み、その実施内容を監督職員に報告しなければならない。 なお、週休2日は、4週8休以上の現場閉所または、技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日を確保するものであり、また、土日を休日とする週休2日工事の実施に取り組むなど、週休2日の取得を推進し、地域の実情や施工条件等を踏まえつつ、その取り組みの質の向上に努めなければならない。
1	1	1	27	0	1-1-27	工事関係者に対する措置請求	1	1	1	28	0	1-1-28	工事関係者に対する措置請求
1	1	1	28	0	1-1-28	工事中の安全確保	1	1	1	29	0	1-1-29	工事中の安全確保

山口県土木工事共通仕様書（令和8年10月改定）新旧対照表

現行（令和7年10月）							新（令和8年10月）						
編	章	節	条	項	編章節条条項	現行条文	編	章	節	条	項	編章節条条項	新条文
1	1	1	28	1	1. 安全指針等の遵守	受注者は、最新の土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達、令和4年2月）、建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日）、「港湾工事安全施工指針（一社）日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針（一社）日本潜水協会」及び「作業船団安全運航指針（一社）日本海上起重技術協会」、JIS A 8972（斜面・法面工事用仮設設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。	1	1	1	29	1	1. 安全指針等の遵守	受注者は、最新の土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達、令和8年3月）、建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日）、「港湾工事安全施工指針（一社）日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針（一社）日本潜水協会」及び「作業船団安全運航指針（一社）日本海上起重技術協会」、JIS A 8972（斜面・法面工事用仮設設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。
1	1	1	28	16	16. 安全衛生協議会の設置	監督職員が、労働安全衛生法（令和元年6月改正 法律第37号）第30条第1項に規定する措置を講じるものとして、同条第2項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、受注者はこれに従うものとする。	1	1	1	29	16	16. 安全衛生協議会の設置	監督職員が、労働安全衛生法（令和7年5月改正 法律第33号）第30条第1項に規定する措置を講じるものとして、同条第2項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、受注者はこれに従うものとする。
1	1	1	28	22	22. 高温多湿な作業環境下での必要な措置	「土木工事安全施工技術指針（令和3年3月）」に則り、適切に対処すること。	1	1	1	29	22	22. 高温多湿な作業環境下での必要な措置	「土木工事安全施工技術指針（令和8年3月）」に則り、適切に対処すること。
1	1	1	29	0	1-1-29	爆発及び火災の防止	1	1	1	30	0	1-1-30	爆発及び火災の防止
1	1	1	30	0	1-1-30	後片付け	1	1	1	31	0	1-1-31	後片付け
1	1	1	31	0	1-1-31	事故報告書	1	1	1	32	0	1-1-32	事故報告書
1	1	1	32	0	1-1-32	環境対策	1	1	1	33	0	1-1-33	環境対策
1	1	1	32	6	6. 排出ガス対策型建設機械	受注者は、工事の施工にあたり表1－1に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成29年5月改正法律第41号）」に基づく技術基準に適合する特19定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付建設省 経機発第249号）」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（最終改正平成24年3月23日付国土交通省 告示第318号）」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改訂平成28年8月30日付国総環第6号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械（以下「排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。	1	1	1	33	6	6. 排出ガス対策型建設機械	受注者は、工事の施工にあたり表1－1に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」（令和4年6月改正法律第68号）に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成3年10月8日付建設省 経機発第249号）、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程」（平成24年3月23日 国土交通省 告示第318号）もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成28年8月30日付国総環第6号）に基づき指定された排出ガス対策型建設機械（以下「排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。
1	1	1	32	6	6. 排出ガス対策型建設機械	受注者は、トンネル坑内作業において表1－2に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」（令和6年4月改正経済産業省・国土交通省・環境省令第3号）16条第1項第2号もしくは第20条第1項第2号に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付建設省 経機発第249号）」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改訂平成28年8月30日付国総環第6号）」に基づき指定されたトンネル工事中用排出ガス対策型建設機械（以下「トンネル工事中用排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。	1	1	1	33	6	6. 排出ガス対策型建設機械	受注者は、トンネル坑内作業において表1－2に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」（令和6年4月改正経済産業省・国土交通省・環境省令第3号）16条第1項第2号もしくは第20条第1項第2号に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領の一部改正について」（平成22年3月18日 国総施環第291号）、もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成28年8月30日 国総環第6号）に基づき指定されたトンネル工事中用排出ガス対策型建設機械（以下「トンネル工事中用排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。

山口県土木工事共通仕様書（令和8年10月改定）新旧対照表

現行（令和7年10月）							新（令和8年10月）						
編	章	節	条	項	編章節条項	現行条文	編	章	節	条	項	編章節条項	新条文
1	1	1	32	8	8. 低騒音型・低振動型建設機械	受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術参事官通達、昭和62年3月30日改正）によって低騒音型・低振動型建設機械を設計図書で使用を義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程（国土交通省告示、平成13年4月9日改正）に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種の調達が不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種または対策をもって協議する	1	1	1	33	8	8. 低騒音型・低振動型建設機械	受注者は、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針について」（昭和62年3月30日 建設省経機発第58号）によって低騒音型・低振動型建設機械を設計図書で使用を義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程（平成13年4月9日 国土交通省告示第487号）に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種の調達が不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種または対策をもって協議することができる。
1	1	1	33	0	1-1-33	文化財の保護	1	1	1	34	0	1-1-34	文化財の保護
1	1	1	33	0	1-1-34	交通安全管理	1	1	1	34	0	1-1-35	交通安全管理
1	1	1	34	5	5. 交通安全法令の遵守	受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（令和6年7月改正 内閣府・国土交通省令第4号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知 平成18年3月31日 国道利37号・国道国防第05号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日 国道利38号・国道国防第206号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月）に基づき、安全対策を講じなければならない。	1	1	1	34	5	5. 交通安全法令の遵守	受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（令和6年6月改正 内閣府・国土交通省令第4号）、「道路工事現場における標示施設等の設置基準等の一部改正について」（平成18年3月31日、国道利第37号、国道国防第205号）、「道路工事現場における工事情報看板及び工事説明看板の設置について」（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日 国道利38号・国道国防第206号）及び「道路工事保安施設設置基準（案）」（令和6年2月 国土交通省道路局国道・技術課）に基づき、安全対策を講じなければならない。
1	1	1	34	14	14通行許可	また、道路交通法施行令（令和6年9月改正 政令第272号）第22条における政令改正の反映制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（令和5年6月改正 法律第56号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。	1	1	1	34	14	14通行許可	また、道路交通法施行令（令和7年6月改正 政令第222号）第22条における政令改正の反映制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（令和6年5月改正 法律第34号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。
1	1	1	35	0	1-1-35	施設管理	1	1	1	36	0	1-1-36	施設管理
1	1	1	36	0	1-1-36	諸法令の遵守	1	1	1	37	0	1-1-37	諸法令の遵守
1	1	1	36	0	(2)	建設業法（令和3年5月改正 法律第48号）	1	1	1	37	0	(2)	建設業法（令和4年6月改正 法律第68号）
1	1	1	36	0	(3)	下請代金支払遅延等防止法（平成21年6月改正 法律第51号）	1	1	1	37	0	(3)	製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（令和7年5月改正 法律第41号）
1	1	1	36	0	(5)	労働安全衛生法（令和元年6月改正 法律第37号）	1	1	1	37	0	(5)	労働安全衛生法（令和7年5月改正 法律第33号）
1	1	1	36	0	(6)	作業環境測定法（令和元年6月改正 法律第37号）	1	1	1	37	0	(6)	作業環境測定法（令和7年5月改正 法律第33号）
1	1	1	36	0	(9)	労働者災害補償保険法（令和2年6月改正 法律第40号）	1	1	1	37	0	(9)	労働者災害補償保険法（令和4年6月改正 法律第68号）
1	1	1	36	0	(10)	健康保険法（令和6年6月改正 法律第47号）	1	1	1	37	0	(10)	健康保険法（令和7年6月改正 法律第74号）
1	1	1	36	0	(11)	中小企業退職金共済法（令和2年6月改正 法律第40号）	1	1	1	37	0	(11)	中小企業退職金共済法（令和4年6月改正 法律第68号）
1	1	1	36	0	(13)	出入国管理及び難民認定法（令和5年12月改正 法律第84号）	1	1	1	37	0	(13)	出入国管理及び難民認定法（令和7年6月改正 法律第75号）
1	1	1	36	0	(14)	道路法（令和5年6月改正 法律第56号）	1	1	1	37	0	(14)	道路法（令和7年4月改正 法律第22号）

山口県土木工事共通仕様書（令和8年10月改定）新旧対照表

現行（令和7年10月）							新（令和8年10月）						
編	章	節	条	項	編章節条項	現行条文	編	章	節	条	項	編章節条項	新条文
1	1	1	36	0	(15)	道路交通法（令和5年6月改正 法律第56号）	1	1	1	37	0	(15)	道路交通法（令和6年5月改正 法律第34号）
1	1	1	36	0	(16)	道路運送法（令和5年4月改正 法律第18号）	1	1	1	37	0	(16)	道路運送法（令和6年5月改正 法律第23号）
1	1	1	36	0	(18)	砂防法（平成25年11月改正 法律第76号）	1	1	1	37	0	(18)	砂防法（令和4年6月改正 法律第68号）
1	1	1	36	0	(22)	港湾法（令和4年11月改正 法律第87号）	1	1	1	37	0	(22)	港湾法（令和7年4月改正 法律第25号）
1	1	1	36	0	(23)	港則法（令和3年6月改正 法律第53号）	1	1	1	37	0	(23)	港則法（令和4年6月改正 法律第68号）
1	1	1	36	0	(25)	下水道法（令和4年5月改正 法律第44号）	1	1	1	37	0	(25)	下水道法（令和8年8月改正 法律第65号）
1	1	1	36	0	(26)	航空法（令和5年6月改正 法律第63号）	1	1	1	37	0	(26)	航空法（令和7年6月改正 法律第55号）
1	1	1	36	0	(27)	公有水面埋立法（平成26年6月改正 法律第51号）	1	1	1	37	0	(27)	公有水面埋立法（令和4年6月改正 法律第68号）
1	1	1	36	0	(29)	森林法（令和5年6月改正 法律第63号）	1	1	1	37	0	(29)	森林法（令和7年5月改正 法律第48号）
1	1	1	36	0	(31)	火薬類取締法（令和元年6月改正 法律第37号）	1	1	1	37	0	(31)	火薬類取締法（令和4年6月改正 法律第68号）
1	1	1	36	0	(32)	大気汚染防止法（令和2年6月改正 法律第39号）	1	1	1	37	0	(32)	大気汚染防止法（令和4年6月改正 法律第68号）
1	1	1	36	0	(33)	騒音規制法（平成26年6月改正 法律第72号）	1	1	1	37	0	(33)	騒音規制法（令和4年6月改正 法律第68号）
1	1	1	36	0	(34)	水質汚濁防止法（平成29年6月改正 法律第45号）	1	1	1	37	0	(34)	水質汚濁防止法（令和4年6月改正 法律第68号）
1	1	1	36	0	(35)	湖沼水質保全特別措置法（平成26年6月改正 法律第72号）	1	1	1	37	0	(35)	湖沼水質保全特別措置法（令和4年6月改正 法律第68号）
1	1	1	36	0	(36)	振動規制法（平成26年6月改正 法律第72号）	1	1	1	37	0	(36)	振動規制法（令和4年6月改正 法律第68号）
1	1	1	36	0	(37)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（令和元年6月改正 法律第37号）	1	1	1	37	0	(37)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（令和4年6月改正 法律第68号）
1	1	1	36	0	(38)	文化財保護法（令和3年4月改正 法律第22号）	1	1	1	37	0	(38)	文化財保護法（令和4年6月改正 法律第68号）
1	1	1	36	0	(43)	建築基準法（令和6年6月改正 法律第53号）	1	1	1	37	0	(43)	建築基準法（令和7年5月改正 法律第35号）
1	1	1	36	0	(45)	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（令和3年5月改正 法律第37号）	1	1	1	37	0	(45)	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（令和4年6月改正 法律第68号）
1	1	1	36	0	(46)	土壌汚染対策法（令和4年6月改正 法律第68号）	1	1	1	37	0	(46)	土壌汚染対策法（令和4年6月改正 法律第68号）
1	1	1	36	0	(50)	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（令和3年5月改正 法律第43号）	1	1	1	37	0	(50)	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（令和4年6月改正 法律第68号）
1	1	1	36	0	(51)	船員法（令和6年5月改正 法律第42号）	1	1	1	37	0	(51)	船員法（令和7年5月14日改正 法律第32号）
1	1	1	36	0	(52)	船舶職員及び小型船舶操縦者法（令和5年5月改正 法律第24号）	1	1	1	37	0	(52)	船舶職員及び小型船舶操縦者法（令和7年5月改正 法律第32号）
1	1	1	36	0	(53)	船舶安全法（令和3年5月改正 法律第43号）	1	1	1	37	0	(53)	船舶安全法（令和4年6月改正 法律第68号）
1	1	1	36	0	(54)	自然環境保全法（平成31年4月改正 法律第20号）	1	1	1	37	0	(54)	自然環境保全法（令和4年6月改正 法律第68号）
1	1	1	36	0	(55)	自然公園法（令和3年5月改正 法律第29号）	1	1	1	37	0	(55)	自然公園法（令和4年6月改正 法律第68号）
1	1	1	36	0	(56)	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（令和6年6月改正 法律第54号）	1	1	1	37	0	(56)	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（令和6年12月改正 法律第49号）
1	1	1	36	0	(59)	技術士法（令和元年6月改正 法律第37号）	1	1	1	37	0	(59)	技術士法（令和4年6月改正 法律第68号）
1	1	1	36	0	(61)	空港法（令和4年6月改正 法律第62号）	1	1	1	37	0	(61)	空港法（令和4年6月改正 法律第68号）
1	1	1	36	0	(62)	計量法（平成26年6月改正 法律第69号）	1	1	1	37	0	(62)	計量法（令和4年6月改正 法律第68号）
1	1	1	36	0	(64)	航路標識法（令和3年6月改正 法律第53号）	1	1	1	37	0	(64)	航路標識法（令和4年6月改正 法律第68号）
1	1	1	36	0	(65)	資源の有効な利用の促進に関する法律（令和4年5月改正 法律第46号）	1	1	1	37	0	(65)	資源の有効な利用の促進に関する法律（令和7年6月改正 法律第52号）
1	1	1	36	0	(66)	最低賃金法（平成24年4月改正 法律第27号）	1	1	1	37	0	(66)	最低賃金法（令和4年6月改正 法律第68号）
1	1	1	36	0	(67)	職業安定法（令和4年3月改正 法律第12号）	1	1	1	37	0	(67)	職業安定法（令和6年6月改正 法律第50号）
1	1	1	36	0	(68)	所得税法（令和6年5月改正 法律第26号）	1	1	1	37	0	(68)	所得税法（令和7年6月改正 法律第74号）
1	1	1	36	0	(69)	水産資源保護法（平成30年12月改正 法律第95号）	1	1	1	37	0	(69)	水産資源保護法（令和4年6月改正 法律第68号）
1	1	1	36	0	(70)	船員保険法（令和6年6月改正 法律第47号）	1	1	1	37	0	(70)	船員保険法（令和7年6月改正 法律第80号）
1	1	1	36	0	(71)	著作権法（令和6年6月改正 法律第55号）	1	1	1	37	0	(71)	著作権法（令和7年4月改正 法律第27号）
1	1	1	36	0	(72)	電波法（令和5年12月改正 法律第87号）	1	1	1	37	0	(72)	電波法（令和7年4月改正 法律第27号）
1	1	1	36	0	(73)	土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（令和4年4月改正 法律第32号）	1	1	1	37	0	(73)	土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（令和4年6月改正 法律第68号）
1	1	1	36	0	(77)	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成29年5月改正 法律第41号）	1	1	1	37	0	(77)	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（令和4年6月改正 法律第68号）
1	1	1	36	0	(80)	個人情報の保護に関する法律（令和5年11月改正 法律第79号）	1	1	1	37	0	(80)	個人情報の保護に関する法律（令和6年6月改正 法律第46号）

山口県土木工事共通仕様書（令和8年10月改定）新旧対照表

現行（令和7年10月）							新（令和8年10月）						
編	章	節	条	項	編章節条条項	現行条文	編	章	節	条	項	編章節条条項	新条文
1	1	1	37	0	1-1-37	官公庁等への手続等	1	1	1	38	0	1-1-38	官公庁等への手続等
1	1	1	38	0	1-1-38	施工時期及び施工時間の変更	1	1	1	39	0	1-1-39	施工時期及び施工時間の変更
1	1	1	39	0	1-1-39	工事測量	1	1	1	40	0	1-1-40	工事測量
1	1	1	40	0	1-1-40	不可抗力による損害	1	1	1	41	0	1-1-41	不可抗力による損害
1	1	1	41	0	1-1-41	特許権等	1	1	1	42	0	1-1-42	特許権等
1	1	1	41	3	3.著作権法に規定される著作物	発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法（令和6年6月改正 法律第55号第2条第1項第1号）に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。	1	1	1	42	3	3.著作権法に規定される著作物	発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法（令和7年4月改正 法律第27号）に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。
1	1	1	42	0	1-1-42	保険の付保及び事故の補償	1	1	1	43	0	1-1-43	保険の付保及び事故の補償
1	1	1	43	0	1-1-43	臨機の措置	1	1	1	44	0	1-1-44	臨機の措置
1	1	1	44	0	1-1-44	技能士の活用	1	1	1	45	0	1-1-45	技能士の活用
1	1	1	45	0	1-1-45	示方書等の適用	1	1	1	46	0	1-1-46	示方書等の適用
1	1	1	46	0	1-1-46	石綿使用の有無	1	1	1	47	0	1-1-47	石綿使用の有無
1	1	1	47	0	1-1-47	ウィークリースタンスの推進	1	1	1	48	0	1-1-48	ウィークリースタンスの推進
1	2	0	0	0	第2章	土工	1	2	0	0	0	第2章	土工
1	2	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準	1	2	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準
1	2	2	0	0		国土交通省 建設副産物適正処理推進要綱（平成14年5月）	1	2	2	0	0		国土交通省 建設副産物適正処理推進要綱の改正について（平成14年5月）
1	2	2	0	0		日本道路協会 道路土工構造物技術基準・同解説（平成29年3月）	1	2	2	0	0		日本道路協会 道路土工構造物技術基準・同解説（令和7年11月）
1	2	3	0	0	第3節	河川土工・海岸土工・砂防土工	1	2	3	0	0	第3節	河川土工・海岸土工・砂防土工
1	2	3	1	0	2-3-1	一般事項	1	2	3	1	0	2-3-1	一般事項
1	2	3	1	4	4.適用規定	受注者は、建設発生土については、第1編1－1－19建設副産物の規定により適切に処理しなければならない。	1	2	3	1	4	4.適用規定	受注者は、建設発生土については、第1編1－1－20建設副産物の規定により適切に処理しなければならない。
1	2	4	0	0	第4節	道路土工	1	2	4	0	0	第4節	道路土工
1	2	4	1	0	2-4-1	一般事項	1	2	4	1	0	2-4-1	一般事項
1	2	4	1	3	3. 構造物取付け部	なお、構造物取付け部の範囲は、「道路橋示方書・同解説Ⅳ（下部構造編） 7. 9橋台背面アプローチ部」（日本道路協会平成29年11月）及び「道路土工 盛土工指針 4-10盛土と他の構造物との取付け部の構造」（日本道路協会 平成22年4月）を参考とする。	1	2	4	1	3	3. 構造物取付け部	特に、橋台躯体背面部では、基礎地盤及び橋台躯体背面部の安定性、降雨等に対する排水性を確保できるように、使用する材料及び構造特性に応じて適切な施工の方法及び順序等に基づいて施工しなければならず、橋梁接続区間では、速やかな排水や構造物の状態に配慮しながら、必要な記録を残さなければならない。 なお、構造物取付け部の範囲は、「道路橋示方書・同解説（Ⅳ下部構造編）11章 橋台背面部12章 橋梁接続区間など」（日本道路協会 令和7年10月）及び「道路土工 盛土工指針 4-10盛土と他の構造物との取付け部の構造」（日本道路協会 平成22年4月）を参考とする。
1	2	4	1	8	8. 適用規定	受注者は、建設発生土については、第1編1－1－19建設副産物の規定により、適切に処理しなければならない。	1	2	4	1	8	8. 適用規定	受注者は、建設発生土については、第1編1－1－20建設副産物の規定により、適切に処理しなければならない。
1	2	4	4	0	2-4-4	路床盛土工	1	2	4	4	0	2-4-4	路床盛土工
1	2	4	4	10	10. 路床盛土の締固め度	路床盛土の締固め度については、第1編1－1－24施工管理第8項の規定によるものとする。	1	2	4	4	10	10. 路床盛土の締固め度	路床盛土の締固め度については、第1編1－1－25施工管理第8項の規定によるものとする。
1	3	0	0	0	第3章	無筋・鉄筋コンクリート	1	3	0	0	0	第3章	無筋・鉄筋コンクリート
1	3	3	0	0	第3節	レディーミクストコンクリート	1	3	3	0	0	第3節	レディーミクストコンクリート
1	3	3	2	0	3-3-2	工場の選定	1	3	3	2	0	3-3-2	工場の選定

山口県土木工事共通仕様書（令和8年10月改定）新旧対照表

現行（令和7年10月）							新（令和8年10月）						
編	章	節	条	項	編章節条条項	現行条文	編	章	節	条	項	編章節条条項	新条文
1	3	3	2	1	1. 一般事項 (1)	JISマーク表示認証製品を製造している工場（産業標準化法（平成30年5月改正 法律第33号）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場（全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等）から選定しなければならない。	1	3	3	2	1	1. 一般事項 (1)	JISマーク表示認証製品を製造している工場（産業標準化法（令和4年6月改正 法律第68号）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場（全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等）から選定しなければならない。
1	3	3	3	0	3-3-3	配合	1	3	3	3	0	3-3-3	配合
1	3	3	3	1	1. 一般事項	受注者は、コンクリートの配合において、設計図書の規定のほか、構造物の目的に必要な強度、耐久性、ひび割れ抵抗性、鋼材を保護する性能、水密性及び作業に適するワーカビリティが得られる範囲内で単位水量を少なくするように定めなければならない。	1	3	3	3	1	1. 一般事項	受注者は、コンクリートの配合において、設計図書の規定のほか、構造物の目的に必要な強度、耐久性、ひび割れ抵抗性、鋼材を保護する性能、水密性及び作業に適するワーカビリティが得られる範囲内で単位水量を小さくするように定めなければならない。
1	3	6	0	0	第6節	運搬・打設	1	3	6	0	0	第6節	運搬・打設
1	3	6	4	0	3-6-4	打設	1	3	6	4	0	3-6-4	打設
1	3	6	4	1	1. 一般事項	受注者は、コンクリートを速やかに運搬し、直ちに打込み、十分に締固めなければならない。練混ぜてから打ち終わるまでの時間は、原則として外気温が25℃を超える場合で1.5時間、25℃以下の場合で2時間を超えないものとし、かつコンクリートの運搬時間（練り混ぜ開始から荷卸し地点に到着するまでの時間）は1.5時間としなければならない。これ以外で施工する可能性がある場合は、監督職員と協議しなければならない。なお、コンクリートの練混ぜから打ち終わるまでの期間中、コンクリートを日光、風雨等から保護しなければならない。	1	3	6	4	1	1. 一般事項	受注者は、コンクリートを速やかに運搬し、直ちに打込み、十分に締固めなければならない。練混ぜてから打ち終わるまでの時間は、原則として外気温が日平均で25℃を超える場合で1.5時間、25℃以下の場合で2時間以内とし、かつコンクリートの運搬時間（練り混ぜ開始から荷卸し地点に到着するまでの時間）は1.5時間としなければならない。これ以外で施工する可能性がある場合は、監督職員と協議しなければならない。なお、コンクリートの練混ぜから打ち終わるまでの期間中、コンクリートを日光、風雨等から保護しなければならない。
1	3	7	0	0	第7節	鉄筋工	1	3	7	0	0	第7節	鉄筋工
1	3	7	3	0	3-7-3	加工	1	3	7	3	0	3-7-3	加工
1	3	7	3	4	4. 曲げ戻しの禁止	受注者は、原則として曲げ加工した鉄筋を曲げ戻してはならない。	1	3	7	3	4	4. 曲げ戻しの禁止	受注者は、曲げ加工した鉄筋を曲げ戻してはならない。
2	0	0	0	0	第2編	材料編	2	0	0	0	0	第2編	材料編
2	2	0	0	0	第2章	土木工事材料	2	2	0	0	0	第2章	土木工事材料
2	2	8	0	0	第8節	瀝青材料	2	2	8	0	0	第8節	瀝青材料
2	2	8	1	0	2-8-1	一般瀝青材料	2	2	8	1	0	2-8-1	一般瀝青材料
2	2	8	1	5	5. 石油アスファルト乳剤	石油アスファルト乳剤は表2-17、表2-25の規格に適合するものとする。	2	2	8	1	5	5. 石油アスファルト乳剤	石油アスファルト乳剤は表2-18、表2-25の規格に適合するものとする。
2	2	8	3	0	2-8-3	再生用添加剤	2	2	8	3	0	2-8-3	再生用添加剤
2	2	8	3	0		再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令（令和5年9月改正 政令第276号）に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-26、表2-27、表2-28の規格に適合するものとする。	2	2	8	3	0		再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令（令和7年10月改正 政令第361号）に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-26、表2-27、表2-28の規格に適合するものとする。
3	0	0	0	0	第3編	土木工事共通編	3	0	0	0	0	第3編	土木工事共通編
3	2	0	0	0	第2章	一般施工	3	2	0	0	0	第2章	一般施工
3	2	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準	3	2	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準
3	2	2	0	0		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）（平成29年11月）	3	2	2	0	0		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）（令和7年10月）

山口県土木工事共通仕様書（令和8年10月改定）新旧対照表

現行（令和7年10月）							新（令和8年10月）						
編	章	節	条	項	編章節条項	現行条文	編	章	節	条	項	編章節条項	新条文
3	2	2	0	0		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋・鋼部材編）（平成29年11月）	3	2	2	0	0		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼部材・鋼上部構造編）（令和7年10月）
3	2	2	0	0		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅳ下部構造編）（平成29年11月）	3	2	2	0	0		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅳ下部構造編）（令和7年10月）
3	2	2	0	0		環境省 水質汚濁に係る環境基準（令和5年3月13日環境省告示第6号）（令和5年3月）	3	2	2	0	0		環境省 水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年12月環境庁告示第59号（令和7年3月31日環境省告示第35号最終改正））
3	2	2	0	0		建設業労働災害防止協会 ずい道等建設工事における換気技術指針（換気技術の設計及び粉じん等の測定）（令和3年4月）	3	2	2	0	0		建設業労働災害防止協会 ずい道等建設工事における換気技術指針（換気技術の設計及び粉じん等の測定）（令和6年4月）
3	2	2	0	0		国土交通省 建設副産物適正処理推進要綱（平成14年5月）	3	2	2	0	0		国土交通省 建設副産物適正処理推進要綱の改正について（平成14年5月）
3	2	2	0	0		国土交通省 道路土工構造物技術基準（平成27年3月）	3	2	2	0	0		国土交通省 道路土工構造物技術基準（令和7年6月）
3	2	3	0	0	第3節	共通的工種	3	2	3	0	0	第3節	共通的工種
3	2	3	13	0	2-3-13	ポストテンション桁製作工	3	2	3	13	0	2-3-13	ポストテンション桁製作工
3	2	3	13	3	3. PC緊張の施工（8）	8）プレストレッシングの施工は、「道路橋示方書・同解説（Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編）17.11 PC鋼材工及び緊張工」（日本道路協会、平成29年11月）に基づき管理するものとし、順序、緊張力、PC鋼材の拔出し量、緊張の日時、コンクリートの強度等の記録を整備及び保管し、監督職員または検査職員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。	3	2	3	13	3	3. PC緊張の施工（8）	プレストレッシングの施工は、「道路橋示方書・同解説（Ⅲコンクリート部材・コンクリート上部構造編）15.11 PC鋼材工及び緊張工」（日本道路協会、令和7年10月）に基づき管理するものとし、順序、緊張力、PC鋼材の拔出し量、緊張の日時、コンクリートの強度等の記録を整備及び保管し、監督職員または検査職員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。
3	2	4	0	0	第4節	基礎工	3	2	4	0	0	第4節	基礎工
3	2	4	5	0	2-4-5	場所打杭工	3	2	4	5	0	2-4-5	場所打杭工
3	2	4	5	19	19. 泥水処理	受注者は、泥水処理を行うにあたり、水質汚濁に係る環境基準（環境省告示）、山口県公害防止条例等に従い、適切に処理を行わなければならない。	3	2	4	5	19	19. 泥水処理	受注者は、泥水処理を行うにあたり、水質汚濁に係る環境基準について（環境省告示）、山口県公害防止条例等に従い、適切に処理を行わなければならない。
3	2	7	0	0	第7節	地盤改良工	3	2	7	0	0	第7節	地盤改良工
3	2	7	4	0	2-7-4	表層安定処理工	3	2	7	4	0	2-7-4	表層安定処理工
3	2	7	4	6	6. 配合試験	受注者は、安定材の配合について施工前に配合試験を行う場合は、安定処理土の静的締固めによる供試体作製方法または、安定処理土の締固めをしない供試体の作製方法（地盤工学会）の各基準のいずれかにより供試体を作製し、JIS A 1216（土の一軸圧縮試験方法）の規準により試験を行わなければならない。	3	2	7	4	6	6. 配合試験	受注者は、安定材の配合について施工前に配合試験を行う場合は、安定処理土の静的締固めによる供試体作製方法または、安定処理土の締固めをしない供試体作製方法（地盤工学会）の各基準のいずれかにより供試体を作製し、JIS A 1216（土の一軸圧縮試験方法）の規準により試験を行わなければならない。
3	2	7	9	0	2-7-9	固結工	3	2	7	9	0	2-7-9	固結工
3	2	7	9	10	10. 施工管理等	受注者は、薬液注入工における施工管理等については、「薬液注入工に係る施工管理等について」（平成29年9月18日建設省大臣官房技術調査室長通達）の規定による。 なお、受注者は、注入の効果の確認が判定できる資料を作成し、監督職員または検査職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。	3	2	7	9	10	10. 施工管理等	受注者は、薬液注入工における施工管理等については、「薬液注入工に係る施工管理等について」（平成29年9月18日建設省技調発第188号）の規定による。 なお、受注者は、注入の効果の確認が判定できる資料を作成し、監督職員または検査職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。
3	2	9	0	0	第9節	構造物撤去工	3	2	9	0	0	第9節	構造物撤去工
3	2	9	14	0	2-9-14	骨材再生工	3	2	9	14	0	2-9-14	骨材再生工
3	2	9	14	1	1. 骨材再生工の施工	骨材再生工の施工については、設計図書に明示した場合を除き、第1編1－1－19建設副産物の規定による。	3	2	9	14	1	1. 骨材再生工の施工	骨材再生工の施工については、設計図書に明示した場合を除き、第1編1－1－20建設副産物の規定による。
3	2	9	15	0	2-9-15	運搬処理工	3	2	9	15	0	2-9-15	運搬処理工
3	2	9	15	1	1. 工事現場発生品の規定	工事の施工に伴い生じた工事現場発生品については、第1編1－1－18工事現場発生品の規定による。	3	2	9	15	1	1. 工事現場発生品の規定	工事の施工に伴い生じた工事現場発生品については、第1編1－1－19工事現場発生品の規定による。

山口県土木工事共通仕様書（令和8年10月改定）新旧対照表

現行（令和7年10月）							新（令和8年10月）						
編	章	節	条	項	編章節条項	現行条文	編	章	節	条	項	編章節条項	新条文
3	2	9	15	2	2．建設副産物の規定	工事の施工に伴い生じた建設副産物については、第1編1－1－19建設副産物の規定による。	3	2	9	15	2	2．建設副産物の規定	工事の施工に伴い生じた建設副産物については、第1編1－1－20建設副産物の規定による。
3	2	11	0	0	第11節	軽量盛土工	3	2	11	0	0	第11節	軽量盛土工
3	2	11	2	0	2-11-2	軽量盛土工	3	2	11	2	0	2-11-2	軽量盛土工
3	2	11	2	2	2．軽量材の損傷防止	受注者は、発砲スチロール等の軽量材の運搬を行なうにあたり損傷を生じないようにしなければならない。仮置き時にあたっては飛散防止に努めるとともに、火気、油脂類を避け防火管理体制を整えなければならない。又、長期にわたり紫外線を受ける場合はシート等で被覆しなければならない。	3	2	11	2	2	2．軽量材の損傷防止	受注者は、発砲スチロール等の軽量材の運搬を行なうにあたり損傷を生じないようにしなければならない。仮置き時にあたっては飛散防止に努めるとともに、火気、油脂類を避け防火管理体制を整えなければならない。又、長期にわたり紫外線を受ける場合はシート等で被覆しなければならない。
3	2	12	0	0	第12節	工場製作工（共通）	3	2	12	0	0	第12節	工場製作工（共通）
3	2	12	2	0	2-12-2	材料	3	2	12	2	0	2-12-2	材料
3	2	12	2	3	3．溶接材料	（2）SM490、SM490Y、SM520、SBHS400、SM570及びSBHS500以上の鋼材を溶接する場合	3	2	12	2	3	3．溶接材料	（2）SM490、SM490Y、SM520、SBHS400、SM570、SBHS500及びSBHS700を溶接する場合
3	2	12	3	0	2-12-3	桁製作工	3	2	12	3	0	2-12-3	桁製作工
3	2	12	3	1	1．製作加工 （2）工作	⑥ 受注者は、孔あけにあたって、設計図書に示す径にドリルまたはドリルとリーマ通しの併用により行わなければならない。ただし、二次部材（道示による）で板厚16mm以下の材片は、押抜きにより行うことができる。	3	2	12	3	1	1．製作加工 （2）工作	⑥受注者は、孔あけにあたって、設計図書に示す径にドリルまたはドリルとリーマ通しの併用により行わなければならない。
3	2	12	3	1		⑦ 受注者は、主要部材において冷間曲げ加工を行う場合、内側半径は板厚の15倍以上にしなければならない。なお、これにより難い場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。 ただし、JIS Z 2242（金属材料のシャルピー衝撃試験方法）に規定するシャルピー衝撃試験の結果が表2－49に示す条件を満たし、かつ化学成分中の窒素が0.006 %を超えない材料については、内側半径を板厚の7倍以上または5倍以上とすることができる。	3	2	12	3	1		⑦受注者は、冷間曲げ加工を行う場合、内側半径は板厚の15倍以上にしなければならない。なお、これにより難い場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。 ただし、JIS Z 2242：2023（金属材料のシャルピー衝撃試験方法）に規定するシャルピー衝撃試験の結果が表2－49に示す条件を満たし、かつ化学成分中の窒素が0.006 %を超えない材料については、内側半径を板厚の7倍以上または5倍以上とすることができる。
3	2	12	3	1	（4）溶接施工試験		3	2	12	3	1	（4）溶接施工試験	1）SBHS700及びSBHS700Wにおいて、1パスの入熱量が5,000J/mmを超える場合
3	2	12	3	1		1）SM570、SMA570W、SM520及びSMA490Wにおいて、1パスの入熱量が7,000J/mmを超える場合	3	2	12	3	1		2）SM570、SMA570W、SM520及びSMA490Wにおいて、1パスの入熱量が7,000J/mmを超える場合
3	2	12	3	1		2）SBHS500、SBHS500W、SBHS400、SBHS400W、SM490Y及びSM490において、1パスの入熱量が10,000J/mmを超える場合。	3	2	12	3	1		3）SBHS500、SBHS500W、SBHS400、SBHS400W、SM490Y及びSM490において、1パスの入熱量が10,000J/mmを超える場合。
3	2	12	3	1		3）被覆棒アーク溶接法（手溶接のみ）、ガスシールドアーク溶接法（CO2ガスあるいはArとCO2の混合ガス）、サブマージアーク溶接法以外の溶接を行う場合	3	2	12	3	1		4）被覆棒アーク溶接法（手溶接のみ）、ガスシールドアーク溶接法（CO2ガスあるいはArとCO2の混合ガス）、サブマージアーク溶接法以外の溶接を行う場合
3	2	12	3	1		4）鋼橋製作の実績がない場合	3	2	12	3	1		5）鋼橋製作の実績がない場合
3	2	12	3	1		5）使用実績のないところから材料供給を受ける場合	3	2	12	3	1		6）使用実績のないところから材料供給を受ける場合
3	2	12	3	1		6）採用する溶接方法の施工実績がない場合	3	2	12	3	1		7）採用する溶接方法の施工実績がない場合
3	2	12	3	1	（13）ひずみとり	受注者は、溶接によって部材の変形が生じた場合、プレス、ガス炎加熱法等によって矯正しなければならない。ガス炎加熱法によって矯正する場合の鋼材表面温度及び冷却法は、表2－56によるものとする。	3	2	12	3	1	（13）ひずみとり	受注者は、溶接によって部材の変形が生じた場合、プレス、ガス炎加熱法等によって矯正しなければならない。ただし、SBHS700及びSBHS700Wのプレス矯正については、施工条件を確認する必要がある。ガス炎加熱法によって矯正する場合の鋼材表面温度及び冷却法は、表2－56によるものとする。
3	2	12	3	2	2．ボルトナット （1）	ただし、摩擦接合で以下のような場合のうち、施工上やむを得ない場合は、呼び径＋4.5mmまでの拡大孔をあけてよいものとする。なお、この場合は、設計の断面控除（拡大孔の径＋0.5mm）として改めて継手の安全性を照査するものとする。	3	2	12	3	2	2．ボルトナット （1）	ただし、摩擦接合で以下のような場合のうち、施工上やむを得ない場合は、呼び径＋4.5mm までの拡大孔をあけてよいものとする。なお、この場合は、設計の断面控除（拡大孔の径＋0.5mm）として改めて継手の耐荷性能を評価するものとする。

山口県土木工事共通仕様書（令和8年10月改定）新旧対照表

現行（令和7年10月）							新（令和8年10月）						
編	章	節	条	項	編章節条項	現行条文	編	章	節	条	項	編章節条項	新条文
3	2	12	3	2		①仮組立て時リーミングが難しい場合	3	2	12	3	2		①仮組立てで 工場製作時 のリーミングが難しい場合
3	2	18	0	0	第18節	床版工	3	2	18	0	0	第18節	床版工
3	2	18	2	0	2-18-2	床版工	3	2	18	2	0	2-18-2	床版工
3	2	18	2	1	1. 鉄筋コンクリート床版	（4）受注者は、スぺーサについては、コンクリート製もしくはモルタル製を使用するのを原則とし、本体コンクリートと同等の品質を有するものとしなければならない。 なお、それ以外のスぺーサを使用する場合はあらかじめ設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。スぺーサは、1㎡あたり4個を 配置の目安 とし、組立及びコンクリートの打込中、その形状を保つものとする。	3	2	18	2	1	1. 鉄筋コンクリート床版	（4）受注者は、スぺーサについては、コンクリート製もしくはモルタル製を使用するのを原則とし、本体コンクリートと同等の品質を有するものとしなければならない。 なお、それ以外のスぺーサを使用する場合はあらかじめ設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。スぺーサは、1㎡あたり4個 以上 とし、組立及びコンクリートの打込中、その形状を保つものとする。
3	2	18	2	1		（11）受注者は、工事完成時における足場及び支保工の解体にあたっては、鋼桁部材に損傷を与えないための措置を講ずるとともに、鋼桁部材や下部工にコンクリート片、木片等の残材を残さないよう後片付け（第1編1－1－ 29 後片付け）を行わなければならない。	3	2	18	2	1		（11）受注者は、工事完成時における足場及び支保工の解体にあたっては、鋼桁部材に損傷を与えないための措置を講ずるとともに、鋼桁部材や下部工にコンクリート片、木片等の残材を残さないよう後片付け（第1編1－1－ 31 後片付け）を行わなければならない。
6	0	0	0	0	第6編	河川編	6	0	0	0	0	第6編	河川編
6	1	0	0	0	第1章	築堤・護岸	6	1	0	0	0	第1章	築堤・護岸
6	1	4	0	0	第4節	地盤改良工	6	1	4	0	0	第4節	地盤改良工
6	1	4	6	0	1-4-6	団 結工	6	1	4	6	0	1-4-6	固 結工
6	2	0	0	0	第2章	浚渫（河川）	6	2	0	0	0	第2章	浚渫（河川）
6	2	3	0	0	第3節	浚渫工（ポンプ浚渫船）	6	2	3	0	0	第3節	浚渫工（ポンプ浚渫船）
6	2	3	4	0	2-3-4	配土工	6	2	3	4	0	2-3-4	配土工
6	2	3	4	2	2. 施工上の注意	受注者は、排送管からの漏水により、堤体への悪影響および付近への汚染が生じないようにしなければ な ばならない。	6	2	3	4	2	2. 施工上の注意	受注者は、排送管からの漏水により、堤体への悪影響および付近への汚染が生じないようにしなければならない。
6	3	0	0	0	第3章	樋門・樋管	6	3	0	0	0	第3章	樋門・樋管
6	3	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準	6	3	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準
6	3	2	0	0		国土交通省 河川砂防技術基準（ 案 ）（令和 6 年 5 月）	6	3	2	0	0		国土交通省 河川砂防技術基準（令和 7 年 10 月）
6	3	2	0	0		国土交通省 機械工事共通仕様書（ 案 ）（令和 6 年3月）	6	3	2	0	0		国土交通省 機械工事共通仕様書（ 案 ）（令和 7 年3月）
6	3	4	0	0	第4節	地盤改良工	6	3	4	0	0	第4節	地盤改良工
6	3	4	2	0	3-4-2	団 結工	6	3	4	2	0	3-4-2	固 結工
6	4	0	0	0	第4章	水門	6	4	0	0	0	第4章	水門
6	4	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準	6	4	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準
6	4	2	0	0		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）（平成 29 年 11 月）	6	4	2	0	0		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）（令和 7 年 10 月）
6	4	2	0	0		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅱ 鋼橋・鋼部材 編）（平成 29 年 11 月）	6	4	2	0	0		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅱ 鋼部材・鋼上部構造 編）（令和 7 年 10 月）
6	4	2	0	0		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅲ コンクリート橋・コンクリート部材 編）（平成 29 年 11 月）	6	4	2	0	0		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅲ コンクリート部材・コンクリート上部構造 編）（令和 7 年 10 月）
6	4	2	0	0		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅳ下部構造編）（平成 29 年 11 月）	6	4	2	0	0		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅳ下部構造編）（令和 7 年 10 月）
6	5	0	0	0	第5章	堰	6	5	0	0	0	第5章	堰
6	5	1	0	0	第1節	適用	6	5	1	0	0	第1節	適用
6	5	1	0	5	5. 適用規定（3）	受注者は、扉体、戸当り及び開閉装置の製作、据付けは「機械工事共通仕様書（案）」（国土交通省、令和 6 年3月）の規定による。	6	5	1	0	5	5. 適用規定（3）	受注者は、扉体、戸当り及び開閉装置の製作、据付けは「機械工事共通仕様書（案）」（国土交通省、令和 7 年3月）の規定による。
6	5	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準	6	5	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準
6	5	2	0	0		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）（平成 29 年 11 月）	6	5	2	0	0		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）（令和 7 年 10 月）

山口県土木工事共通仕様書（令和8年10月改定）新旧対照表

現行（令和7年10月）							新（令和8年10月）						
編	章	節	条	項	編章節条条項	現行条文	編	章	節	条	項	編章節条条項	新条文
6	5	2	0	0		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋・鋼部材編）（平成29年11月）	6	5	2	0	0		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼部材・鋼上部構造編）（令和7年10月）
6	5	2	0	0		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編）（平成29年11月）	6	5	2	0	0		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅲコンクリート部材・コンクリート上部構造編）（令和7年10月）
6	5	2	0	0		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅳ下部構造編）（平成29年11月）	6	5	2	0	0		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅳ下部構造編）（令和7年10月）
7	0	0	0	0	第7編	河川海岸編	7	0	0	0	0	第7編	河川海岸編
7	1	0	0	0	第1章	堤防・護岸	7	1	0	0	0	第1章	堤防・護岸
7	1	2	0	0	第2節	掘削工	7	1	2	0	0	第2節	掘削工
7	1	2	3	2		農林水産省、国土交通省 海岸保全施設の技術上の基準について（平成27年2月）	7	1	2	0	0		農林水産省、国土交通省 海岸保全施設の技術上の基準について（令和3年7月）
7	1	4	0	0	第4節	地盤改良工	7	1	4	0	0	第4節	地盤改良工
7	1	4	6	0	1-4-6	団結工	7	1	4	6	0	1-4-6	団結工
7	1	6	0	0	第6節	護岸工	7	1	6	0	0	第6節	護岸工
7	1	6	2	0	1-6-2	材料	7	1	6	2	0	1-6-2	材料
7	1	6	2	0	2．一般事項	アスファルトマットの形状寸法、構造、強度、補強材の種類及びアスファルト合材の配合は設計図書によるものとする。	7	1	6	2	0	2．一般事項	アスファルトマットの形状寸法、構造、強度、補強材の種類及びアスファルト合材の配合は設計図書によるものとする。
7	2	0	0	0	第2章	突堤・人工岬	7	2	0	0	0	第2章	突堤・人工岬
7	2	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準	7	2	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準
7	2	2	0	0		農林水産省、国土交通省 海岸保全施設の技術上の基準について（平成27年2月）	7	2	2	0	0		農林水産省、国土交通省 海岸保全施設の技術上の基準について（令和3年7月）
7	2	3	0	0	第3節	軽量盛土工	7	2	3	0	0	第3節	軽量盛土工
7	2	3	1	0	2-3-1	一般事項	7	2	3	1	0	2-3-1	一般事項
7	2	3	1	0		本節は、本節は、軽量盛土工として、軽量盛土工その他これらに類する工種について定める。	7	2	3	1	0		本節は、軽量盛土工として、軽量盛土工その他これらに類する工種について定める。
7	2	5	0	0	第5節	突堤本体工	7	2	5	0	0	第5節	突堤本体工
7	2	5	11	0	2-5-11	ケーソン工	7	2	5	11	0	2-5-11	ケーソン工
7	2	5	11	4	4．フローティングドックの調整	受注者は、フローティングドックの作業面を施工に先立ち水平かつ平担になるよう調整しなければならない。	7	2	5	11	4	4．フローティングドックの調整	受注者は、フローティングドックの作業面を施工に先立ち水平かつ平担になるよう調整しなければならない。
7	3	0	0	0	第3章	海域堤防（人工リーフ、離岸堤、潜堤）	7	3	0	0	0	第3章	海域堤防（人工リーフ、離岸堤、潜堤）
7	3	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準	7	3	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準
7	3	2	0	0		農林水産省、国土交通省 海岸保全施設の技術上の基準について（平成27年2月）	7	3	2	0	0		農林水産省、国土交通省 海岸保全施設の技術上の基準について（令和3年7月）
8	0	0	0	0	第8編	砂防編	8	0	0	0	0	第8編	砂防編
8	1	0	0	0	第1章	砂防堰堤	8	1	0	0	0	第1章	砂防堰堤
8	1	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準	8	1	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準
8	1	2	0	0		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）（平成29年11月）	8	1	2	0	0		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）（令和7年10月）
8	1	2	0	0		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋・鋼部材編）（平成29年11月）	8	1	2	0	0		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼部材・鋼上部構造編）（令和7年10月）
8	1	3	0	0	第3節	工場製作工	8	1	3	0	0	第3節	工場製作工
8	1	3	0	0	1-3-3	鋼製堰堤製作工	8	1	3	0	0	1-3-3	鋼製堰堤製作工
8	1	3	0	0		鋼製えん堤製作工の施工については、	8	1	3	0	0		鋼製堰堤製作工の施工については、
8	1	8	0	0	第8節	コンクリート堰堤工	8	1	8	0	0	第8節	コンクリート堰堤工
8	1	8	0	0	1-8-1	一般事項	8	1	8	1	0	1-8-1	一般事項

山口県土木工事共通仕様書（令和8年10月改定）新旧対照表

現行（令和7年10月）							新（令和8年10月）						
編	章	節	条	項	編章節条項	現行条文	編	章	節	条	項	編章節条項	新条文
8	1	8	1	5	5. 新コンクリートの打継	受注者は、旧コンクリートの材齢が0.75m以上～1.0m未満リフトの場合は3日（中2日）、1.0m以上～1.5m未満のリフトの場合は4日（中3日）1.5m以上2.0m以下のリフトの場合は5日（中4日）に達した後に新コンクリートを打継がなければならない。これにより難い場合は、施工前に設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	8	1	8	1	5	5. 新コンクリートの打継	受注者は、旧コンクリートの材齢が0.75m以上～1.0m未満のリフトの場合は3日（中2日）、1.0m以上～1.5m未満のリフトの場合は4日（中3日）1.5m以上～2.0m以下のリフトの場合は5日（中4日）に達した後に新コンクリートを打継がなければならない。これにより難い場合は、施工前に設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。
8	3	0	0	0	第3章	斜面对策	8	3	2	0	0	第3章	斜面对策
8	3	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準	8	3	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準
8	3	2	0	0		疑義がある場合は監督職員にと協議しなければならない。	8	3	2	0	0		疑義がある場合は監督職員に協議しなければならない。
8	3	4	0	0	第4節	法面工	8	3	4	0	0	第4節	法面工
8	3	4	6	0	3-4-6	アンカー工（プレキャストコンクリート板）	8	3	4	6	0	3-4-6	アンカー工（プレキャストコンクリート板）
8	3	4	6	7	7. アンカーの施工		8	3	4	6	7	7. 頭部処理	
8	3	5	0	0	第5節	擁壁工	8	3	5	0	0	第5節	擁壁工
8	3	5	4	0	3-5-4	場所打擁壁工	8	3	5	4	0	3-5-4	場所打擁壁工
8	3	5	4	0		現場打擁壁工の施工については、	8	3	5	4	0		場所打擁壁工の施工については、
8	3	8	0	0	第8節	地下水遮断工	8	3	8	0	0	第8節	地下水遮断工
8	3	8	3	0	3-8-3	場所打擁壁工	8	3	8	3	0	3-8-3	場所打擁壁工
8	3	8	3	0		現場打擁壁工の施工については、	8	3	8	3	0		場所打擁壁工の施工については、
8	3	11	0	0	第11節	急傾斜地崩壊防止工事の安全管理	8	3	11	0	0	第11節	急傾斜地崩壊防止工事の安全管理
8	3	11	4	0	3-11-4	切土斜面上部の仮排水工の設置	8	3	11	4	0	3-11-4	切土斜面上部の仮排水工の設置
8	3	11	4	0		受注者は、施工に先立って斜面の状態、背後地からの地表水の流入経路、湧水箇所について把握し、切り土施工斜面上方の仮排水路や、湧水箇所について安全に施工区域外に排水するよう、準備排水や施工時の排水計画を十分検討し、仮排水路を設置しなければならない。	8	3	11	4	0		受注者は、施工に先立って斜面の状態、背後地からの地表水の流入経路、湧水箇所について把握し、切土施工斜面上方の仮排水路や、湧水箇所について安全に施工区域外に排水するよう、準備排水や施工時の排水計画を十分検討し、仮排水路を設置しなければならない。
9	0	0	0	0	第9編	ダム編	9	0	0	0	0	第9編	ダム編
9	1	0	0	0	第1章	コンクリートダム	9	1	0	0	0	第1章	コンクリートダム
9	1	4	0	0	第4節	ダムコンクリート工	9	1	4	0	0	第4節	ダムコンクリート工
9	1	4	5	0	1-4-5	材料の計量	9	1	4	5	0	1-4-5	材料の計量
9	1	4	5	2	2. 各材料の計量	受注者は、各材料の計量にあたっては、1練り分ずつ質量で計量しなければならない。ただし、水及び混和剤溶液は第1編1-3-5-4材料の軽量及び練混ぜ、表3-3計量値の許容差に示した許容差内である場合には、体積で計量してもよいものとする。	9	1	4	5	2	2. 各材料の計量	受注者は、各材料の計量にあたっては、1練り分ずつ質量で計量しなければならない。ただし、水及び混和剤溶液は第1編1-3-5-4材料の計量及び練混ぜ、表3-3計量値の許容差に示した許容差内である場合には、体積で計量してもよいものとする。
9	1	4	9	0	1-4-9	コンクリートの打込み	9	1	4	9	0	1-4-9	コンクリートの打込み
9	1	4	9	6	6. コンクリートの打ち上がり速度等（2）	旧コンクリートが0.75m以上～1.0m未満のリフトの場合は材齢3日、1.0m以上～1.5m未満のリフトの場合は材齢4日、1.5m以上～2.0m以下のリフトの場合は材令5日に達した後にコンクリートを打継ぐものとする。	9	1	4	9	6	6. コンクリートの打ち上がり速度等（2）	旧コンクリートが0.75m以上～1.0m未満のリフトの場合は材齢3日、1.0m以上～1.5m未満のリフトの場合は材齢4日、1.5m以上～2.0m以下のリフトの場合は材齢5日に達した後にコンクリートを打継ぐものとする。
9	1	10	0	0	第10節	継目グラウチング工	9	1	10	0	0	第10節	継目グラウチング工
9	1	10	3	0	1-10-3	施工設備等	9	1	10	3	0	1-10-3	施工設備等
9	1	10	3	4	4. 水及びセメント等の計量	受注者は、水及びセメントの計量にあたっては、設計図書に示す方法によらなければならない。ただし、これ以外の場合は、監督職員に協議しなければならない。	9	1	10	3	4	4. 水及びセメント等の計量	受注者は、水及びセメントの計量にあたっては、設計図書に示す方法によらなければならない。ただし、これ以外の場合は、監督職員と協議しなければならない。
9	1	10	4	0	1-10-4	施工	9	1	10	4	0	1-10-4	施工
9	1	10	4	4	4. 注入（4）	② 上記①の状態が30分以上変わらないことを確かめる。	9	1	10	4	4	4. 注入（4）	② 上記①の状態が30分以上変わらないことを確かめる。
9	1	10	4	5	5. 測定	受注者は、注入水開始と同時に、次の各項の測定を行わなければならない。	9	1	10	4	5	5. 測定	受注者は、注入開始と同時に、次の各項の測定を行わなければならない。

山口県土木工事共通仕様書（令和8年10月改定）新旧対照表

現行（令和7年10月）							新（令和8年10月）						
編	章	節	条	項	編章節条条項	現行条文	編	章	節	条	項	編章節条条項	新条文
9	1	11	0	0	第11節	閉塞コンクリート工	9	1	11	0	0	第11節	閉塞コンクリート工
9	1	11	1	0	1-11-1	一般事項	9	1	11	1	0	1-11-1	一般事項
9	1	11	1	2	2. 一般事項	受注者は、堤内仮排水路部、その他工事で便宜上設けた堤体内の 一次的 開口部を、すべてコンクリートにより完全に閉塞するものとする。	9	1	11	1	2	2. 一般事項	受注者は、堤内仮排水路部、その他工事で便宜上設けた堤体内の 一時的 開口部を、すべてコンクリートにより完全に閉塞するものとする。
9	2	0	0	0	第2章	フィルダム	9	2	0	0	0	第2章	フィルダム
9	2	3	0	0	第3節	掘削工	9	2	3	0	0	第3節	掘削工
9	2	3	3	0	2-3-3	過掘の処理	9	2	3	3	0	2-3-3	過掘の処理
9	2	3	3	1	1. 一般事項	受注者は、過掘のない 様 に施工しなければならない。	9	2	3	3	1	1. 一般事項	受注者は、過掘のない よう に施工しなければならない。
9	2	3	5	0	2-3-5	基礎地盤面及び基礎岩盤面処理	9	2	3	5	0	2-3-5	基礎地盤面及び基礎岩盤面処理
9	2	3	5	2	2. 基礎岩盤	基礎岩盤とは、設計図書に示す予定掘削線以下の岩盤で、フィルダムの基礎となる岩盤部をいうものとする。 なお、設計図書に示す予定掘削線は岩質の状況により監督職員が変更する場合があるものとする。	9	2	3	5	2	2. 基礎岩盤	基礎岩盤とは、設計図書に示す予定掘削線以下の岩盤で、フィルダムの基礎となる岩盤部をいうものとする。 なお、設計図書に示す予定掘削線は岩質の状況により監督職員が変更 を指示 する場合があるものとする。
9	2	3	9	0	2-3-9	基礎地盤及び基礎岩盤確認後の再処理	9	2	3	9	0	2-3-9	基礎地盤及び基礎岩盤確認後の再処理
9	2	3	9	0		受注者は、次の場合には監督職員の指示に従い、第9編2－2－5基礎地盤面及び基礎岩盤面処理5項の基礎地盤清掃または6項の基礎岩盤清掃を行い、盛立直前に監督職員の再確認を受けなければならない。	9	2	3	9	0		受注者は、次の場合には監督職員の指示に従い、第9編2－ 3 －5基礎地盤面及び基礎岩盤面処理5項の基礎地盤清掃または6項の基礎岩盤清掃を行い、盛立直前に監督職員の再確認を受けなければならない。
9	2	4	0	0	第4節	盛立工	9	2	4	0	0	第4節	盛立工
9	2	4	1	0	2-4-1	一般事項	9	2	4	1	0	2-4-1	一般事項
9	2	4	1	4	4. 運搬路等（1）	受注者は、コアゾーン及びフィルターゾーンを横断する運搬路を設ける場合は、盛立面を保護する構造のものとし、その構造、及び位置については、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	9	2	4	1	4	4. 運搬路等（1）	受注者は、コアゾーン及びフィルターゾーンを横断する運搬路を設ける場合は、盛立面を保護する構造のものとし、その構造及び位置については、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。
9	3	0	0	0	第3章	基礎グラウチング	9	3	0	0	0	第3章	基礎グラウチング
9	3	4	0	0	第4節	グラウチング工	9	3	4	0	0	第4節	グラウチング工
9	3	4	5	0	3-4-5	注入管理	9	3	4	5	0	3-4-5	注入管理
9	3	4	5			受注者は、注水及びセメントの 軽量 にあたっては、設計図書に示す方法によらなければならない。ただし、これ以外の場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	9	3	4	5			受注者は、注水及びセメントの 計量 にあたっては、設計図書に示す方法によらなければならない。ただし、これ以外の場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。
10	0	0	0	0	第10編	道路編	10	0	0	0	0	第10編	道路編
10	1	0	0	0	第1章	道路改良	10	1	0	0	0	第1章	道路改良
10	1	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準	10	1	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準
10	1	2	0	0		日本道路協会 道路土工構造物技術基準・同解説（平成29年3月）	10	1	2	0	0		日本道路協会 道路土工構造物技術基準・同解説（令和7年11月）
10	2	0	0	0	第2章	舗装	10	2	0	0	0	第2章	舗装
10	2	9	0	0	第9節	標識工	10	2	9	0	0	第9節	標識工
10	2	9	2	0	2-9-2	材料	10	2	9	2	0	2-9-2	材料
10	2	9	2	4	4. 補強材の取付	受注者は、標示板には設計図書に示す位置に補強材を標示板の表面にヒズミの出ないようにスポット溶接をしなければならない。アルミニウム合金材の溶接作業は（一社）軽金属溶接協会規格LWSP7903- 1979 「スポット溶接作業標準（アルミニウム及びアルミニウム合金）」（（一社）日本溶接協会規格WES7302と同一規格）を参考に行うことが望ましい。	10	2	9	2	4	4. 補強材の取付	受注者は、標示板には設計図書に示す位置に補強材を標示板の表面にヒズミの出ないようにスポット溶接をしなければならない。アルミニウム合金材の溶接作業は（一社）軽金属溶接協会規格LWS P7903- 2023 「スポット溶接作業標準（アルミニウム及びアルミニウム合金）」（（一社）日本溶接協会規格WES7302と同一規格）を参考に行うことが望ましい。
10	2	10	0	0	第10節	区画線工	10	2	10	0	0	第10節	区画線工
10	2	10	2	0	2-10-2	区画線工	10	2	10	2	0	2-10-2	区画線工

山口県土木工事共通仕様書（令和8年10月改定）新旧対照表

現行（令和7年10月）							新（令和8年10月）						
編	章	節	条	項	編章節条項	現行条文	編	章	節	条	項	編章節条項	新条文
10	2	10	2	3	3．路面標示の抹消	路面表示の抹消にあたっては、既設表示を何らかの乳剤で塗りつぶす工法を取ってはならない。	10	2	10	2	3	3．路面表示の抹消	路面表示の抹消にあたっては、既設表示を何らかの乳剤で塗りつぶす工法を取ってはならない。
10	3	0	0	0	第3章	橋梁下部	10	3	0	0	0	第3章	橋梁下部
10	3	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準	10	3	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準
10	3	2	0	0		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）（平成29年11月）	10	3	2	0	0		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）（令和7年10月）
10	3	2	0	0		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋・鋼部材編）（平成29年11月）	10	3	2	0	0		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼部材・鋼上部構造編）（令和7年10月）
10	3	2	0	0		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅳ下部構造編）（平成29年11月）	10	3	2	0	0		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅳ下部構造編）（令和7年10月）
10	3	2	0	0		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅴ耐震設計編）（平成29年11月）	10	3	2	0	0		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅴ上下部接続部編）（令和7年10月）
10	3	8	0	0	第8節	鋼製橋脚工	10	3	8	0	0	第8節	鋼製橋脚工
10	3	8	10	0	3-8-10	橋脚架設工	10	3	8	10	0	3-8-10	橋脚架設工
10	3	8	10	1	1．適用規定	受注者は、橋脚架設工の施工については、第3編2－13－3架設工（クレーン架設）、「道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋・鋼部材編）第20章施工」（日本道路協会、平成29年11月）の規定による。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	10	3	8	10	1	1．適用規定	受注者は、橋脚架設工の施工については、第3編2－13－3架設工（クレーン架設）、「道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼部材・鋼上部構造編）第17章施工」（日本道路協会、令和7年10月）の規定による。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。
10	3	8	11	0	3-8-11	現場継手工	10	3	8	11	0	3-8-11	現場継手工
10	3	8	11	2	2．適用規定（2）	受注者は、現場継手工の施工については、「道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋・鋼部材編）第20章施工」（日本道路協会、平成29年11月）、「鋼道路橋施工便覧Ⅲ現場施工編第3章架設」（日本道路協会、令和2年9月）の規定による。これ以外による場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	10	3	8	11	2	2．適用規定（2）	受注者は、現場継手工の施工については、「道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼部材・鋼上部構造編）第17章施工」（日本道路協会、令和7年10月）、「鋼道路橋施工便覧Ⅲ現場施工編第3章架設」（日本道路協会、令和2年9月）の規定による。これ以外による場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。
10	4	0	0	0	第4章	鋼橋上部	10	4	0	0	0	第4章	鋼橋上部
10	4	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準	10	4	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準
10	4	2	0	0		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）（平成29年11月）	10	4	2	0	0		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）（令和7年10月）
10	4	2	0	0		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋・鋼部材編）（平成29年11月）	10	4	2	0	0		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼部材・鋼上部構造編）（令和7年10月）
10	4	2	0	0		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅴ耐震設計編）（平成29年11月）	10	4	2	0	0		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅴ上下部接続部編）（令和7年10月）
10	5	0	0	0	第5章	コンクリート橋上部	10	5	0	0	0	第5章	コンクリート橋上部
10	5	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準	10	5	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準
10	5	2	0	0		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）（平成29年11月）	10	5	2	0	0		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）（令和7年10月）
10	5	2	0	0		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋・鋼部材編）（平成29年11月）	10	5	2	0	0		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼部材・鋼上部構造編）（令和7年10月）
10	5	2	0	0		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅴ耐震設計編）（平成29年11月）	10	5	2	0	0		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅴ上下部接続部編）（令和7年10月）
10	6	0	0	0	第6章	トンネル（NATM）	10	6	0	0	0	第6章	トンネル（NATM）
10	6	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準	10	6	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準
10	6	2	0	0		建設業労働災害防止協会 ずい道等建設工事における換気技術指針（換気技術の設計及び粉じん等の測定）（令和3年4月）	10	6	2	0	0		建設業労働災害防止協会 ずい道等建設工事における換気技術指針（換気技術の設計及び粉じん等の測定）（令和6年4月）
10	6	6	0	0	第6節	インバート工	10	6	6	0	0	第6節	インバート工
10	6	6	4	0	6-6-4	インバート本体工	10	6	6	4	0	6-6-4	インバート本体工

山口県土木工事共通仕様書（令和8年10月改定）新旧対照表

現行（令和7年10月）							新（令和8年10月）						
編	章	節	条	項	編章節条条項	現行条文	編	章	節	条	項	編章節条条項	新条文
10	6	6	4	5	5．適用規定	インバート盛土の締固め度については、第1編1－1－24施工管理第8項の規定による。	10	6	6	4	5	5．適用規定	インバート盛土の締固め度については、第1編1－1－25施工管理第8項の規定による。
10	7	0	0	0	第7章	コンクリートシェッド	10	7	0	0	0	第7章	コンクリートシェッド
10	7	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準	10	7	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準
10	7	2	0	0		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）（平成29年11月）	10	7	2	0	0		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）（令和7年10月）
10	7	2	0	0		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編）（平成29年11月）	10	7	2	0	0		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅲコンクリート部材・コンクリート上部構造編）（令和7年10月）
10	7	2	0	0		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅳ下部構造編）（平成29年11月）	10	7	2	0	0		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅳ下部構造編）（令和7年10月）
10	7	2	0	0		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅴ耐震設計編）（平成29年11月）	10	7	2	0	0		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅴ上下部接続部編）（令和7年10月）
10	7	2	0	0		土木学会 コンクリート標準示方書（設計編）〔2023年制定〕	10	7	2	0	0		土木学会 コンクリート標準示方書（設計編）〔2022年制定〕
10	8	0	0	0	第8章	鋼製シェッド	10	8	0	0	0	第8章	鋼製シェッド
10	8	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準	10	8	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準
10	8	2	0	0		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）（平成29年11月）	10	8	2	0	0		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）（令和7年10月）
10	8	2	0	0		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋・鋼部材編）（平成29年11月）	10	8	2	0	0		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼部材・鋼上部構造編）（令和7年10月）
10	8	2	0	0		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅳ下部構造編）（平成29年11月）	10	8	2	0	0		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅳ下部構造編）（令和7年10月）
10	8	2	0	0		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅴ耐震設計編）（平成29年11月）	10	8	2	0	0		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅴ上下部接続部編）（令和7年10月）
10	9	0	0	0	第9章	地下横断歩道	10	9	0	0	0	第9章	地下横断歩道
10	9	3	0	0	第3節	開削土工	10	9	3	0	0	第3節	開削土工
10	9	3	1	0	9-3-1	一般事項	10	9	3	1	0	9-3-1	一般事項
10	9	3	1	3	3．埋設物の存在の有無	受注者は、鋼矢板等、仮設杭の施工に先立ち、埋設物がないことが確かである場合を除き、建設工事公衆災害防止対策要綱に従って埋設物の存在の有無を確かめなければならない。なお、埋設物の存在が認められたときは、布掘りまたはつぼ掘りを行って埋設物を露出させ、埋設物の保安維持に努めなければならない。	10	9	3	1	3	3．埋設物の存在の有無	受注者は、鋼矢板等、仮設杭の施工に先立ち、埋設物がないことが確かである場合を除き、「建設工事公衆災害防止対策要綱」（令和元年9月2日 国土交通省告示第496号）に従って埋設物の存在の有無を確かめなければならない。なお、埋設物の存在が認められたときは、布掘りまたはつぼ掘りを行って埋設物を露出させ、埋設物の保安維持に努めなければならない。
10	10	0	0	0	第10章	地下駐車場	10	10	0	0	0	第10章	地下駐車場
10	10	5	0	0	第5節	開削土工	10	10	5	0	0	第5節	開削土工
10	10	5	1	0	10-5-1	一般事項	10	10	5	1	0	10-5-1	一般事項
10	10	5	1	3	3．埋設物の存在の有無	受注者は、鋼矢板等、仮設杭の施工に先立ち、埋設物がないことが確かである場合を除き、建設工事公衆災害防止対策要綱に従って埋設物の存在の有無を確かめなければならない。なお、埋設物の存在が認められたときは、布掘りまたはつぼ掘りを行って埋設物を露出させ、埋設物の保安維持に努めなければならない。	10	10	5	1	3	3．埋設物の存在の有無	受注者は、鋼矢板等、仮設杭の施工に先立ち、埋設物がないことが確かである場合を除き、「建設工事公衆災害防止対策要綱」（令和元年9月2日 国土交通省告示第496号）に従って埋設物の存在の有無を確かめなければならない。なお、埋設物の存在が認められたときは、布掘りまたはつぼ掘りを行って埋設物を露出させ、埋設物の保安維持に努めなければならない。
10	11	0	0	0	第11章	共同溝	10	11	0	0	0	第11章	共同溝
10	11	5	0	0	第5節	開削土工	10	11	5	0	0	第5節	開削土工
10	11	5	1	0	11-5-1	一般事項	10	11	5	1	0	11-5-1	一般事項

山口県土木工事共通仕様書（令和8年10月改定）新旧対照表

現行（令和7年10月）							新（令和8年10月）						
編	章	節	条	項	編章節条条項	現行条文	編	章	節	条	項	編章節条条項	新条文
10	11	5	1	3	3. 埋設物の存在の有無	受注者は、鋼矢板等、仮設杭の施工に先立ち、埋設物がないことが確かである場合を除き、建設工事公衆災害防止対策要綱に従って埋設物の存在の有無を確かめなければならない。なお、埋設物の存在が認められたときは、布掘りまたはつぼ掘りを行って埋設物を露出させ、埋設物の保安維持に努めなければならない。	10	11	5	1	3	3. 埋設物の存在の有無	受注者は、鋼矢板等、仮設杭の施工に先立ち、埋設物がないことが確かである場合を除き、「建設工事公衆災害防止対策要綱」（令和元年9月2日 国土交通省告示第496号）に従って埋設物の存在の有無を確かめなければならない。なお、埋設物の存在が認められたときは、布掘りまたはつぼ掘りを行って埋設物を露出させ、埋設物の保安維持に努めなければならない。
10	14	0	0	0	第14章	道路維持	10	14	0	0	0	第14章	道路維持
10	14	1	0	0	第1節	適用	10	14	1	0	0	第1節	適用
10	14	1	0	5	5. 臨機の措置	受注者は、工事区間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の措置を行なう必要がある場合は、第1編1－1－43臨機の措置の規定に基づき処置しなければならない。	10	14	1	0	5	5. 臨機の措置	受注者は、工事区間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の措置を行なう必要がある場合は、第1編1－1－44臨機の措置の規定に基づき処置しなければならない。
10	14	7	0	0	第7節	標識工	10	14	7	0	0	第7節	標識工
10	14	7	2	0	14-7-2	材料	10	14	7	2	0	14-7-2	材料
10	14	7	2	4	4. 標示板	受注者は、標示板には設計図書に示す位置に補強材を標示板の表面にヒズミの出ないようスポット溶接をしなければならない。アルミニウム合金材の溶接作業は（一社）軽金属溶接協会規格LWS P7903-1979「スポット溶接作業標準（アルミニウム及びアルミニウム合金）」（（一社）日本溶接協会規格WES7302と同一規格）を参考に行うことが望ましい。	10	14	7	2	4	4. 標示板	受注者は、標示板には設計図書に示す位置に補強材を標示板の表面にヒズミの出ないようスポット溶接をしなければならない。アルミニウム合金材の溶接作業は（一社）軽金属溶接協会規格LWS P7903-2023「スポット溶接作業標準（アルミニウム及びアルミニウム合金）」（（一社）日本溶接協会規格WES7302と同一規格）を参考に行うことが望ましい。
10	14	4	7	2	2. 路上表層再生工 （2）①	受注者は、リミックス方式の場合、設計図書に示す配合比率で再生表層混合物を作製しマーシャル安定度試験を行い、その品質が第3編2－6－3アスファルト舗装の材料、表2－25マーシャル安定度試験基準値を満たしていることを確認し、施工前に設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。ただし、これまでの実績がある場合で、設計図書に示す配合比率の再生表層混合物が基準を満足し、施工前に監督職員が承諾した場合は、マーシャル安定度試験を省略することができるものとする。	10	14	4	7	2	2. 路上表層再生工 （3）	受注者は、リミックス方式の場合、設計図書に示す配合比率で再生表層混合物を作製しマーシャル安定度試験を行い、その品質が第3編2－6－3アスファルト舗装の材料、表2－23マーシャル安定度試験基準値を満たしていることを確認し、施工前に設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。ただし、これまでの実績がある場合で、設計図書に示す配合比率の再生表層混合物が基準を満足し、施工前に監督職員が承諾した場合は、マーシャル安定度試験を省略することができるものとする。
10	14	4	7	2	2. 路上表層再生工 （3）	受注者は、リペープ方式による新設アスファルト混合物を除き、再生表層混合物の最初の1日の舗設状況を観察する一方、その混合物についてマーシャル安定度試験を行い、第3編2－6－3アスファルト舗装の材料、表2－25マーシャル安定度試験基準値に示す基準値と照合しなければならない。もし基準値を満足しない場合には、骨材粒度またはアスファルト量の修正を行い、設計図書に関して監督職員の承諾を得て最終的な配合（現場配合）を決定しなければならない。リペープ方式における新規アスファルト混合物の現場配合は、第3編2－6－3アスファルト舗装の材料の該当する項により決定しなければならない。	10	14	4	7	2	2. 路上表層再生工 （3）	受注者は、リペープ方式による新設アスファルト混合物を除き、再生表層混合物の最初の1日の舗設状況を観察する一方、その混合物についてマーシャル安定度試験を行い、第3編2－6－3アスファルト舗装の材料、表2－23マーシャル安定度試験基準値に示す基準値と照合しなければならない。もし基準値を満足しない場合には、骨材粒度またはアスファルト量の修正を行い、設計図書に関して監督職員の承諾を得て最終的な配合（現場配合）を決定しなければならない。リペープ方式における新規アスファルト混合物の現場配合は、第3編2－6－3アスファルト舗装の材料の該当する項により決定しなければならない。
10	15	0	0	0	第15章	雪寒	10	15	0	0	0	第15章	雪寒
10	15	3	0	0	第3節	除雪工	10	15	3	0	0	第3節	除雪工
10	15	3	1	0	15-3-1	一般事項	10	15	3	1	0	15-3-1	一般事項
10	15	3	1	1	1. 適用工種	本節は、除雪工として一般除雪工、運搬除雪工、凍結防止工、歩道除雪工、安全処理工、雪道巡回工、待機補償費、保険費、除雪機械修理工その他これらに類する工種について定める。	10	15	3	1	1	1. 適用工種	本節は、除雪工として一般除雪工、運搬除雪工、凍結防止工、歩道除雪工、安全処理工、雪道巡回工、待機費、保険費、除雪機械修理工その他これらに類する工種について定める。
10	15	3	7	0	15-3-7	安全処理工	10	15	3	7	0	15-3-7	安全処理工
10	15	3	7	2	2. 適用規定	人工雪崩の施工については、「（防雪編）6.2.5雪崩の処理」（日本建設機械施工協会、平成16年12月）の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	10	15	3	7	2	2. 適用規定	人工雪崩の施工については、「除雪ハンドブック2025改訂版5.2.5雪崩の管理」（雪センター、令和7年6月）の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。
10	15	3	9	0	15-3-9	待機補償費	10	15	3	9	0	15-3-9	待機費
10	15	3	9	2	2. 待機補償における待機の期間及び内容		10	15	3	9	2	2. 待機の期間及び内容	

山口県土木工事共通仕様書（令和8年10月改定）新旧対照表

現行（令和7年10月）							新（令和8年10月）						
編	章	節	条	項	編章節条項	現行条文	編	章	節	条	項	編章節条項	新条文
10	16	0	0	0	第16章	道路修繕	10	16	0	0	0	第16章	道路修繕
10	16	1	0	0	第1節	適用	10	16	1	0	0	第1節	適用
10	16	1	0	5	5. 臨機の措置	受注者は、工事区間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の措置を行なう必要がある場合は、第1編1－1－43臨機の措置の規定に基づき処置しなければならない。	10	16	1	0	5	5. 臨機の措置	受注者は、工事区間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の措置を行なう必要がある場合は、第1編1－1－44臨機の措置の規定に基づき処置しなければならない。
10	16	24	0	0	第24節	橋脚巻立て工	10	16	24	0	0	第24節	橋脚巻立て工
10	16	24	4	0	16-24-4	R C橋脚鋼板巻立て工	10	16	24	4	0	16-24-4	R C橋脚鋼板巻立て工
10	16	24	4	27	27. 騒音と粉じん	受注者は、施工中、特にコンクリートへのアンカー孔の穿孔と橋脚面の下地処理のために発生する騒音と粉じんについては、第1編1－1－32環境対策の規定によらなければならない。 なお、環境対策のために工法の変更等が必要な場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	10	16	24	4	27	27. 騒音と粉じん	受注者は、施工中、特にコンクリートへのアンカー孔の穿孔と橋脚面の下地処理のために発生する騒音と粉じんについては、第1編1－1－33環境対策の規定によらなければならない。 なお、環境対策のために工法の変更等が必要な場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。
10	16	24	5	0	16-24-5	橋脚コンクリート巻立て工	10	16	24	5	0	16-24-5	橋脚コンクリート巻立て工
10	16	24	5	6	6. 騒音と粉じん対策	施工中、特にコンクリートへの削孔と橋脚面の下地処理のために発生する騒音と粉じんについては、第1編1－1－32環境対策の規定による。なお、環境対策のために工法の変更等が必要な場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとする。	10	16	24	5	6	6. 騒音と粉じん対策	施工中、特にコンクリートへの削孔と橋脚面の下地処理のために発生する騒音と粉じんについては、第1編1－1－33環境対策の規定による。なお、環境対策のために工法の変更等が必要な場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとする。
11	0	0	0	0	第11編	下水道編	11	0	0	0	0	第11編	下水道編
11	1	0	0	0	第1章	管路	11	1	0	0	0	第1章	管路
11	1	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準	11	1	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準
11	1	2	0	0		管きよ更生工法における設計・施工管理ガイドライン（案）	11	1	2	0	0		管路施設更生工法における設計・施工管理ガイドライン
11	1	7	0	0	第7節	管きよ更生工	11	1	7	0	0	第7節	管きよ更生工
11	1	7	1	0	1-7-1	一般事項	11	1	7	1	0	1-7-1	一般事項
11	1	7	1	0		管きよ更生工法における設計・施工管理ガイドラインによる	11	1	7	1	0		管路施設更生工法における設計・施工管理ガイドラインによる
12	0	0	0	0	第12編	公園緑地編	12	0	0	0	0	第12編	公園緑地編
12	1	0	0	0	第1章	基盤整備	12	1	0	0	0	第1章	基盤整備
12	1	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準	12	1	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準
12	1	2	0	0		日本公園緑地協会 都市公園技術標準解説書（令和元年7月）	12	1	2	0	0		日本公園緑地協会 都市公園技術標準解説書（令和7年6月）
12	1	2	0	0		国土交通省 道路土工構造物技術基準・同解説（平成29年3月）	12	1	2	0	0		国土交通省 道路土工構造物技術基準・同解説（令和7年12月）
12	1	2	0	0		日本道路協会 道路土工一擁壁工指針（平成24年度版）（平成24年9月）	12	1	2	0	0		日本道路協会 道路土工一擁壁工指針（平成24年度版）（平成24年8月）
12	2	0	0	0	第2章	植栽	12	2	0	0	0	第2章	植栽
12	2	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準	12	2	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準
12	2	2	0	0		日本公園緑地協会 都市公園技術標準解説書（令和元年8月）	12	2	2	0	0		日本公園緑地協会 都市公園技術標準解説書（令和7年6月）
12	3	0	0	0	第3章	緑地育成	12	3	0	0	0	第3章	緑地育成
12	3	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準	12	3	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準
12	3	2	0	0		造園修景積算研究会 造園修景積算マニュアル（令和元年4月）	12	3	2	0	0		造園修景積算研究会 造園修景積算の手引き（令和5年4月）
12	3	4	0	0	第4節	樹木整姿工	12	3	4	0	0	第4節	樹木整姿工
12	3	4	3	0	3-4-3	高中木整姿工	12	3	4	3	0	3-4-3	高中木整姿工
12	4	0	0	0	1	（4）高さ2m以上の箇所で作業を行う場合は、労働安全衛生法（昭和47年 法律第57号）、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）等の関係法令等に基づき作業を行わなければならない。	12	4	0	0	0	1	（4）高さ2m以上の箇所で作業を行う場合は、労働安全衛生法（令和元年6月改正 法律第37号）、労働安全衛生規則（令和7年厚生労働省令第57号）等の関係法令等に基づき作業を行わなければならない。
12	4	0	0	0	第4章	施設整備	12	4	0	0	0	第4章	施設整備
12	4	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準	12	4	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準
12	4	2	0	0		日本公園緑地協会 都市公園技術標準解説書（令和元年7月）	12	4	2	0	0		日本公園緑地協会 都市公園技術標準解説書（令和7年6月）
12	4	3	0	0	第3節	給水設備工	12	4	3	0	0	第3節	給水設備工

山口県土木工事共通仕様書（令和８年10月改定）新旧対照表

現行（令和 7 年10月）							新（令和 8 年10月）						
編	章	節	条	項	編章節条条項	現行条文	編	章	節	条	項	編章節条条項	新条文
12	4	3	2	0	4-3-2	材料	12	4	3	2	0	4-3-2	材料
12	4	3	2	1		JIS G 3491（水道用鋼管アスファルト塗覆装方法）	12	4	3	2	1		【削除】
12	4	3	2	3		3．量水器は、計量法（平成4 年法律51号）に定める検定合格品とし、方式は特記によるものとする。なお特記がない場合は、（1）から（3）によるほか、給水装置に該当する場合は、水道事業者の承認したものとする。	12	4	3	2	3		3．量水器は、計量法（平成26年法律第69号）に定める検定合格品とし、方式は特記によるものとする。なお特記がない場合は、（1）から（3）によるほか、給水装置に該当する場合は、水道事業者の承認したものとする。
12	4	5	0	0	第5節	汚水排水設備工	12	4	5	0	0	第5節	汚水排水設備工
12	4	5	2	0	4-5-2	材料	12	4	5	2	0	4-5-2	材料
12	4	5	2	1		JIS R 1201（陶管）	12	4	5	2	1		【削除】
12	4	5	2	1		JIS A 4101（ガラス繊維強化プラスチック製浄化槽構成部品）	12	4	5	2	1		【削除】
12	5	0	0	0	第5章	グラウンド・コート整備	12	5	0	0	0	第5章	グラウンド・コート整備
12	5	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準	12	5	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準
12	5	2	0	0		日本公園緑地協会 都市公園技術標準解説書（令和元年 7 月）	12	5	2	0	0		日本公園緑地協会 都市公園技術標準解説書（令和 7 年 6 月）
12	5	4	0	0	第4節	スタンド整備工	12	5	4	0	0	第4節	スタンド整備工
12	5	4	2	0	5-4-2	材料	12	5	4	2	0	5-4-2	材料
12	5	4	2	5		JIS K 5672（鉛・クロムフリーさび止めペイント）	12	5	4	2	5		JIS K 5674（鉛・クロムフリーさび止めペイント）
12	5	4	2	5		JIS K 5624（亜鉛化鉛さび止めペイント）	12	5	4	2	5		【削除】
12	5	4	2	5		JIS K 5625（シアナミド鉛さび止めペイント）	12	5	4	2	5		【削除】
12	6	0	0	0	第6章	自然育成	12	6	0	0	0	第6章	自然育成
12	6	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準	12	6	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準
12	6	2	0	0		日本公園緑地協会 造園施工管理 法規編（令和 3 年 7 月）	12	6	2	0	0		日本公園緑地協会 造園施工管理 法規編（令和 3 年 5 月）
12	6	2	0	0		農林水産省 水田生態系の保全技術ガイドブック（平成28年 3 月）	12	6	2	0	0		農林水産省 水田生態系の保全技術ガイドブック（平成18年 3 月）